

(介護予防)訪問リハビリテーション利用料のご案内(1割負担者)
(地域区分別1単位の単価＝10円 その他地域)

○訪問リハビリテーション利用料

○介護保険一部負担

基本利用料	308円/回	20分リハビリテーションを行った場合に1回として算定
事業所医師診療未実施減算	-50円/回	事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円/回	リハビリテーションを直接提供する理学療法士等の勤続年数7年以上の者が1名以上配置されている場合
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内(週2回以上・1回40分以上)
リハビリテーション マネジメント加算α	213円/月	事業所の医師その他職種の者と協働し、継続的にリハビリテーションの質を管理することと共に利用者ごとのリハビリテーション計画の内容等の情報を厚労省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合
退院時共同指導加算	600円/回	退院時カンファレンスに理学療法士などが参加し、退院時共同指導を行った場合。初回利用月に算定

○介護予防訪問リハビリテーション利用料

○介護保険一部負担

基本利用料	298円/回	20分リハビリテーションを行った場合に1回として算定
	-30円/回	(利用開始日より起算して12月を超えた期間に利用する場合)
事業所医師診療未実施減算	-50円/回	事業所の医師が計画作成に係る診療を行わなかった場合
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	6円/回	リハビリテーションを直接提供する理学療法士等の勤続年数7年以上の者が1名以上配置されている場合
短期集中リハビリテーション実施加算	200円/日	退院・退所日又は認定日から起算して3ヶ月以内(週2回以上・1回40分以上)
退院時共同指導加算	600円/回	退院時カンファレンスに理学療法士などが参加し、退院時共同指導を行った場合。初回利用月に算定

○その他(訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション共通)

○保険外利用料

交通費	500円/日	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満
	800円/日	通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上

※通常の事業実施地域(本庄市・上里町・美里町)

